

# 特定健診・若者健診を 受けましょう

特定健診・若者健診は、生活習慣病や、その前兆である「メタボリックシンドローム」を早期に発見・改善するために必要な健診です。

1年に1回は健診を受け、生活習慣を振り返りましょう。



▷問い合わせ 健康づくり係  
(☎223局3533)

## ■特定健診・若者健診で何が分かるの？

問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察など体の総合検査を行い、糖尿病、高血圧、脂質異常症、動脈硬化症、腎機能障害、肝機能障害、高尿酸血症（痛風）など、生活習慣病の兆候を見つけることができます。

## ■健診の対象者は？

**【特定健診】** 40～74歳の国民健康保険加入者  
**【若者健診】** 令和2年度に19歳～39歳（昭和56年4月1日～平成14年3月31日生まれ）の芦屋町民でほかで健診を受ける機会がない人

## ■健診当日に必要なものは？

保険証、受診券、受診料の500円です。今年から対象者に受診券を事前に送付しています。受診の際は必ず受診券を持参して医療機関を受診してください。

## ■費用はいくらかかるの？

約8000円かかる検査費用の一部を町が負担するため500円で受けることができます。

## ■健康だから、受ける必要はないのでは？

生活習慣病は初期には自覚症状や痛みなどがなく、体の内部で密かに進行していきます。健康だと思っても実は危険な状態になっていて、ある日突然倒れて運ばれたというケースも少なくありません。

## ■忙しくて受ける時間がありません

健診は、年に1度、1時間程度です。健診を受けずに、病気の兆候を見過ごし、生活習慣病を発症してしまったら、通院や入院によって、多くの時間を失うことになります。健康づくりも仕事のうちです。

## ■通院中だから、受けなくても良いのでは？

通院している人も健診の対象です。現在治療中の病気に関する検査と特定健診の内容が異なっていた場合、生活習慣病の兆候を見逃してしまう危険性があります。通院中の人は、医師に確認の上、健診を積極的に受けましょう。

## ■特定健診はどうやって受けるの？

以下の3つのパターンから選ぶことができます。

### ① 芦屋中央病院で受ける

希望日の土日祝日を除く前日までに芦屋中央病院健診センター（☎222局2932）へ直接申し込む。  
**【予約受付時間】** 午前10時～午後4時  
**【日曜健診】** 8月2日、9月6日、10月25日、11月15日、12月6日

※芦屋中央病院で受診する場合は、同日にがん検診の受診ができます。

### ② 町内・遠賀郡内・北九州市の医療機関で受ける

医療機関へ直接予約して、受診する。

### ③ 人間ドックの助成事業を利用して受ける

芦屋中央病院、おんが病院、福岡新水巻病院で人間ドックを受ける場合は、特定健診分（7948円）の補助を行っているので、医療機関に予約する時に、芦屋町国民健康保険加入者ということを伝える。  
※人間ドック助成事業を利用した人は同年度に特定健診は受診できません。

## 若者健診

町内の下記の医療機関で受診ができます。

医療機関へ直接予約してください。

芦屋中央病院 (☎222局2932)

【予約受付時間午前10時～午後4時】

柿木医院 (☎223局0027)

須子医院 (☎223局0126)

聖和会クリニック (☎223局1112)

花美坂クリニック (☎223局2500)

問い合わせ  
ボランティア活動センター  
(☎2221局1011)

## ボランティアの新たな支援の形

フードバンクという活動を知っていますか。まだ食べられるのに、廃棄されてしまう食品を引き取り、それを必要としている家庭や施設・団体に届ける活動です。コロナ禍で、収入が減少した家庭への支援として話題になっていました。

食品自体に問題がないのに廃棄されてしまうことを「食品ロス」といいます。食品企業では、箱のへこみなどの包装不備や製造過程で型崩れする規格外品など、小売店では、売れ残りや在庫の処分などで食品を廃棄して食品ロスになってしまうのです。



食品ロスは、家庭内でも発生します。常備品として買っておいた缶詰やレトルト食品、乾麺など気が付いたら賞味期限を過ぎてしまつて、未開封のまま捨ててしまうことがあると思います。日本国内での食品ロスは年間600万トン以上で、企業系が60%、家庭系が40%と推測されています。

フードバンクの活動の一つにフードドライブというものがあります。イベント会場や大型店舗などに期間を限定して「フードドライブボックス」が設置され、家庭で不要になった賞味期限切れ前の食品をボックスに入れるというもので、私たちでも身近にできるボランティア活動です。

「もったいない」から「ありがとう」に変わるのがフードバンク活動です。世界では、ずいぶん前から気軽に行われているようです。日本でももっと浸透するようになればいいと思います。

## 差別をなくすために 第422号

### H I V感染者やハンセン病患者の人権

芦屋町人権・同和教育研究協議会



H I V (ヒト免疫不全ウイルス) やハンセン病は、人から人にうつる感染症です。しかし、日常生活での接触で感染することはほとんどないにも関わらず、H I V感染者やハンセン病患者と元患者、また、その家族に対する偏見や差別がいまだに後を絶ちません。

H I V感染者というだけで仕事を解雇され、医療機関での診療を拒否される事例やハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を拒否された事例などさまざまな人権侵害が起こっています。こうした偏見や差別をなくすためには、一人ひとりが「怖い感染症」という認識で終わらせるのではなく正しく理解することが大切です。

H I V感染者とは、H I Vに感染しているが、エイズを発症していない状態の人を言い、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズと言います。H I Vへの感染は性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られており、日用品を共有する、プールやお風呂と一緒に入ったりするといった日常

生活の接触では感染しません。また感染してもすぐにエイズを発症するわけではなく、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになってきました。また、ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症です。しかし、感染力は弱く感染したとしても発病することは極めてまれです。H I Vやハンセン病は、仮に発病しても早期発見と適切な治療により確実に治療することができる感染症なのです。

今もなお、H I Vやハンセン病について誤った知識を持っている人は多く、その結果偏見や差別が解消されていない状況にあります。感染症の恐ろしさよりも誤った知識や認識により、いわれのない差別が広がってしまう方が恐ろしいことです。感染症に対して一人でも多くの人が正しい知識をもつことで、H I V感染者やハンセン病患者や元患者、その家族が差別や偏見に怯えることがなく誰とでも交流できる社会を実現していきましょう。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)